

あばけん神戸を支えてくださっていたみなさま

コロナ禍以降、連絡もできなくなっていた「あばけん神戸」です。

ほそぼそと活動は続けていました。その内容の一部は下に書きます。

この3年ほどあまり活動ができなかった大きな原因は

内藤が組合員の団交の帰り途中で梅田の階段から落ちて脊髄圧迫骨折にして数ヶ月動けなかったこと
今年1月、内藤が带状疱疹に罹り、病状がきつく、また、ぎっくり腰にもなり半年くらい何もできない状態が続いたこと、など健康問題が主な理由です。内藤を補助すべき組合員が育っていないという状況において、各種活動は停滞してしまいました。

にも関わらず、各種経費（一番重いのは事務所家賃：55000円／月）は必ず掛かります。一方収入の方は減り続けており、累積赤字が膨大になっています。

きちんとした会計報告もできないまま、カンパ要請するのはとても心苦しいのですが、どうしてもない状況に陥っています。

振り込み用紙を同封しますので、どうかカンパを少しでもお願いします。

郵便振替口座番号／ 00910-4-166059

名称／ あばけん神戸

（１）この間の主な取り組み

①神鋼下請け労働者の労災被害損害請求裁判は、控訴審で和解終結

2020年1月には、労災現場である神戸製鋼加古川製鉄所前での抗議情宣行動を争議団の仲間約30人の結集を得て取り組みました。この行動はちょうどコロナウイルス感染が拡大する時期でした。

その後、組合員Tさんは神戸製鋼での深夜勤務中に肩関節を損傷した労災被害の後遺障害に対する「損害賠償責任請求訴訟」として、2021年に元請け山九(さんきゅう) および第1下請・坂本鉄工を相手取って神戸地裁に提訴していました。棄却団交拒否問題で兵庫県労居申立に1年以上争いましたが3年間、審理と証人調べで争って来ましたが、地裁姫路支部の高山慎裁判官は今年3月に全て棄却しました。

棄却に対して原告Tさんは大阪高裁に控訴して来ました。その後、担当裁判官から金銭和解の提案が出て、双方でやり取りを経て職権で和解調書が作成されました。結局、坂本鉄工が被告を代表して解決金を支払う事をもって山九および坂本鉄工に対する労災責任請求裁判は終結する事に決まりました。これまでの7年間をとおしての団交→団交拒否+県労委への救済申立、そして労災責任損害賠償裁判を支援し、支えて下さった組合員ならびに全国の争議仲間に対してお礼を申し上げます。

②MMアジアリミテッド社員の組合員が、有機溶剤による労災認定に続き、現在は精神障害で労災申請

中！

組合員タ．さんの有機溶剤による労災申請は、神戸東労基署により認定されましたが、復帰した職場でのイジメは止む事なく、その後パワハラにより適応障害を発症して休職せざるを得なくなりました。有機溶剤アセトンを直(ジカ)に使用する接着作業に換気扇もマスクや手袋もさせずに従事した結果、気管支・腎臓・内臓・皮膚表面の炎症・視神経・巻き爪などが全身に現れた事で、有機溶剤による一次労災被害の申請中（コロナ感染拡大し始めた3年前）に、あばけんに加入しました。

タ．さんはこれまで神戸労災病院および関西労災病院で診療を受けて来ました。しかし、労災認定後も就労を続ける過程で、社長らのパワハラ対応で症状が悪化し、関西労災病院の精神科医により適応障害と診断された後、会社に診断書を提出。以降は病気休職しています。

その後、大阪労働者安全センターの支援を得て、「精神障害は職場の対応が原因で発症した」として、労災申請準備昨2023年からほぼ1年を掛けて行なって来ました。今年9月中旬に神戸東労基署に精神疾患は職場の上司らの対応が原因だと労災申請しました。

有機溶剤による労災になり、精神疾患は当初の申請時以降の会社上司の非協力・妨害が起因して発症したと労災申請しています。国の認定基準はかなりハードルが高いですし、調査・審査の期間もまだ暫らく先になると伝えられています。

③「こころあい林山」の深夜勤の介護ヘルパー・Hさんが、今年の3月10日深夜、認知症の入居男性から頸を絞められる暴行傷害事件が発生。この問題が切掛けで労使交渉が始まりました。この認知症患者対応専門の介護付きグループホームは、神戸市長田区にあります。これまで、事業主・フィールド（大阪本社）と団体交渉を4回開催されました。

本社＝フィールドからは人事労務の責任者、伊藤匡哉取締役がこころあい林山の施設長である河原管理者および本社の事務担当者を楯（たて）にして、自らは背後で操る組合対応で来ています。当初は交渉窓口の安積氏は、割と良心的に対応していましたが、労務役員の伊藤が急病人に仕立てて交代させました。

そして、組合は神戸市福祉局に相談し、組合員Hさんは西神戸労基署に雇用上の問題を訴えました。その後、職場に対して調査と指導が行われました。これに対する報復・いやがらせに対しては団交で追及して来ましたが、Hさんが労基署に申告していた問題のうち、深夜勤務明け後の時間外労働にかかる割増賃金の未払い分については、後日「こころあい林山」は遡及して支払いました。

現時点でみなさまに報告できる、活動の主要なものは以上です。

（2）次に、組合員Kさんが23年に年大阪全労協で行った、反弹圧学習会の資料の一部を引きます。かつて10年ほど前に、あばけん神戸が全力で取り組んだマルアイ闘争では、なんと刑事弾圧がスーパーマルアイと兵庫県警にでっちあげられました。暴力行為など何も行ってないのに、暴行傷害事件が作られ、組合弾圧がでっち上げられた事を記憶にとどめておく必要があります。

☆ 2011年9月16日に行なったマルアイ店舗前での情宣行動に絡む容疑で、K組合員が2か月後の11月28日に逮捕された。加古川署と兵庫県警公安第3課によって、朝6時30分頃、Kの自宅に強制捜索が行われました。私服6人、一人はパソコンに集中、その他の警官は居宅内を物色して、部屋に有った靴や衣類、名刺やロッククライミング用ヘルメットなどを押収した。靴や衣類は当日の物とは違った。警察のいい加減さを物語っていた。

☆ 同日午前9時ごろ、あばけん事務所にも強制捜索が行われました。組合のPC・団交資料ファイル・フロッピーディスクなど手当たり次第に、物色し押収しました。

☆ 翌日早朝、加古川警察署前に高速分会の組合員ら仲間が結集して、Kさん頑張れ！のシュプレヒコールを行ない、即時釈放するよう抗議行動を行ないました。

☆ 神戸地裁で30日に拘留開示尋問が行われたが、裁判長は検事の拘留請求に対して、以下の決定を行ない請求を棄却しました。

実効的な罪証隠滅の余地は少ない、罪証隠滅のおそれが高いものとは認められない。 本件犯行自体は軽微であり、被疑者が長年勤続する勤務先を有することなどを考えると、逃亡のおそれがあるとは認められない。さらに、本件はそもそも労使間の雇用に係わる中での問題であるとの理由で、検察の準抗告も棄却しました

☆ そして年末の2011年12月28日付で 神戸地方検察庁が「不起訴処分告知書」（起訴猶予）を発行しました。

（3）あばけん神戸は、2006年の加古川図書館臨職解雇反対闘争以降、公務員非正規問題と取り組んできました。今年も、なくそう！官製ワーキングプア大阪集会 2024に実行委員会段階から参加しました。

そして、継続しておこなっている4組合によるILO宛情報提供を今年も行なったことの報告をしました。

これについてうちのHPの下記を読んでください。

ILO宛情報提供 2024年9月1日

http://www.ahp-kobe.jp/hiseiki/ilo_20240901/

（4）病状断片 （1/16時点）

いま私は 帯状疱疹になって 自宅療養中です。10日ほど前から、左肩付け根に寝違えた時の違和感が起こり、それから倦怠感と悪寒が続きました。熱は無いし食欲もありましたが、次第に左肩付け根が痛み疼き出し、その部分に発疹が現れて、食欲もなくなって来ました。

それで家族に言われ、インフルエンザかコロナ感染かもと案じて、1月10日に近所の耳鼻咽喉科および皮膚科で診察もらいました。感染の検査結果は陰性でしたが、皮膚科で「帯状疱疹」と診断されました。身体に違和感と症状(痛み疼きと、片方の肩・胸・腋に発疹)が治りません。発症から2週間ほど

経りましたが、患部の神経がまだ痛みます。

高齢化による免疫力の低下と、疲れが原因との事で、症状が収まるのに3週間ほど掛かると聞かされて居ます。

以上、長くなりましたが、内藤進夫がこの3年くらいのあいだになにをしてきたのかの一端を書かせていただきました。

(以上)